

規制の事後評価書

法令の名称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令
規制の名称：ガソリンスタンドにおける屋外での販売・展示等
規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止
担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室
評価実施時期：令和7年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・ガソリンスタンドにおいて物品の販売等の業務を行う場合、原則として建築物内で行うこととしている現行の規制を見直し、自動車等の通行の妨げにならないなど安全性が確保できる場合には、建築物の周囲の空地においても物品の販売等の業務ができることとした。

<今後の対応>

- そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

- おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	<p>これまで、ガソリンスタンドでの建築物の周囲の空地（屋外）での物品販売等の業務を制限していたが、本改正によって空地を活用できることになり、ガソリンスタンドにおいて新たに車の実車展示、宅配ボックスの設置、産直物品の販売、イベントスペースの提供等、多様な業務を行えるようになることが見込まれる。新たに行うことになった業務により得られる事業者の利益が、本規制緩和の効果につながる。</p> <p>ただし、空地の活用によって得られる便益は、当該空地の大きさ、立地、行う業務の様態等により多様であり、金銭価値化することが困難である。</p>
	事後評価時	<p>これまで、ガソリンスタンドでの建築物の周囲の空地（屋外）での物品販売等の業務を制限していたが、本改正によって空地を活用できることになり、ガソリンスタンドにおいて新たに車の実車展示、宅配ボックスの設置、産直物品の販売、イベントスペースの提供等、多様な業務を行えるようになった。新たに行うことになった業務により得られる事業者の利益が、本規制緩和の効果につながる。</p> <p>ただし、空地の活用によって得られる便益は、当該空地の大きさ、立地、行う業務の様態等により多様であり、定量化することが困難である。</p>

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■ 行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	<p>消防機関における事業者からの事前相談への対応、事業者に対する立入検査において、空地での業務に係る技術基準への適合性や安全性の点検・確認が加わる。</p> <p>ただし、これらは従前から危険物施設全般に対して行っているものの中で付随して行われるものであり、行政費用の増加は限定的なものである。</p>
	事後評価時	<p>消防機関における事業者からの事前相談への対応については、各自自治体の消防機関が従前行っている相談対応の中で追加的に</p>

		<p>実施されるものであることから、行政費用は限定的である。</p> <p>なお、当該相談業務に要する費用について、当該相談を消防吏員1人で10分かけて行うと仮定し計算すると、発生する費用は $1,963 \text{ 円/時間} (\text{※}) \times 10 \text{ 分} = \text{約} 327 \text{ 円/件}$ と推計される。</p> <p>同様に、空地での業務に係る技術基準への適合性や安全性の点検・確認業務も、各自治体の消防機関が従前危険物施設全般に対して行ってきた立入検査等において追加的に実施するものであることから、行政費用は限定的である。</p> <p>なお、当該確認業務に要する費用について、当該点検・確認を消防吏員1人で1分かけて行うと仮定し計算すると、発生する費用は $1,963 \text{ 円/時間} (\text{※}) \times 1 \text{ 分} = \text{約} 33 \text{ 円/件}$ と推計される。</p> <p>(※) 消防署の担当者の平均基本給月額、総務省「令和5年地方公務員給与の実態調査結果の状況」の「第1表の1 団体区分別、男女別、会計別、職種別職員数及び平均基本給月額 全地方公共団体」の「消防職」の参考値より304,233円である。時給は、$304,233 \text{ 円/月} \div (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 4 \text{ 週間}) \approx 1,963 \text{ 円/時間}$と計算される。</p>
--	--	---

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	—
	事後評価時	顕在化する負担はない。

■その他の負担

- ・特になし

3 考察

- ・本改正で新たに発生した遵守費用は無く、行政費用は限定的である一方で、建築物の周囲の空地において物品の販売等の業務ができることによる事業者の利益という効果に鑑みると、便益が費用を上回るものと考えられることから、規制の緩和は妥当であったと考えている。
- ・その後も事業者からは、ガソリンスタンドの維持や活性化のため、更なる多様な事業展開等を求める要望が寄せられたため、令和4年度に「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」を開催し、防火上支障がないことを前提に、ガソリンスタンドに設けることができる建築物の用途範囲の拡大を進めた。